



令和8年度版 放課後子ども総合プラン利用に関するQ&A

Q(1):新1年生は入学式前でも利用できますか？

A(1):4月1日からご利用いただけます。

Q(2):年度ごとの申し込みが毎年必要ですか？

A(2):必要です。当初申し込みや利用開始希望月に間に合うよう申請期限にご注意ください。

Q(3):入学式、卒業式、県民ホリデー、運動会等の代休の日は利用できますか？

A(3):平日であればご利用いただけます。

児童クラブ及び放課後子ども教室コース③の方は7時30分よりご利用いただけます。

放課後子ども教室コース①及びコース②の方は8時30分よりご利用いただけます。

Q(4):夏休み等の学校休業日や学校給食がない日の給食はありますか？

A(4):給食はありませんので、お弁当や水筒を持参してください。

Q(5):インフルエンザなどの感染症で学級閉鎖や学年閉鎖になった場合、お休みになりますか？

A(5):実施しますが、学級閉鎖、学年閉鎖になった学級・学年の児童は参加できません。

ただし、感染症の発生等により、学校が臨時休校となった場合は臨時閉所となります。

Q(6):無条件に放課後子ども教室は利用できますか？

A(6):無条件に利用できるコースはコース①(月10日以内利用)のみです。

コース②は民間児童クラブ、放課後等デイサービスの送迎利用、コース③は児童クラブへの申し込みが必要です。

令和8年度版 放課後子ども総合プラン利用に関するQ&A

Q(7):放課後子ども教室コース②(児童福祉サービス送迎用)の申し込み要件はありますか?

A(7):放課後子ども教室コース②は民間児童クラブ、放課後等デイサービスの送迎待ちの間の利用となります。コース②の申し込みの際に民間児童クラブ、放課後等デイサービス利用状況を確認します。塾や習い事の送迎を理由とする申し込みはできませんのでご注意ください。

Q(8):放課後子ども教室コース①とコース②両方を申し込みできますか?

A(8):コース①②両方を申し込みいただくことは可能ですが、それぞれのコース料金が必要となります。

Q(9):放課後子ども教室を月11日以上利用したいのですが、放課後子ども教室コース③はどのように申し込めばいいですか?

A(9):月11日以上利用できる放課後子ども教室コースはコース③です。

放課後子ども教室コース③は放課後児童クラブを申し込んだ方で定員超過となった方のみ市からご案内しますので、放課後子ども教室からは申し込みできません。放課後児童クラブ申し込みに必要な就労証明や申し込み期間にご注意ください。

なお、令和8年度より児童クラブの申し込み要件を緩和します。

- ・変更前:月16日以上就労等
- ・変更後:就労等(日数要件を撤廃します)

Q(10):産休・育休中は利用できますか?

A(10):放課後子ども教室は、保護者の産休・育休に限らず全児童にご利用いただけます。放課後児童クラブは、産休中はご利用いただけますが、育休中はご利用いただけません。年度途中で育休に入られましたら、辞退または子ども教室へ変更していただきます。

Q(11):子どもだけで帰宅させることはできますか?

A(11):原則お迎えが必要です。

学校休業日は保護者の方が教室まで送り届けてください。